

## 第13回市民会議議事概要

(令和元年7月30日午前10時-12時)

### 第1 伊藤信吾会長による開会挨拶

司法改革の流れの中で、市民のためになる司法を目的にして改革を進めてきました。弁護士会の活動が市民の皆様の思いを共有して歩んでいるかどうかを確認するためにも市民会議は非常に重要な場です。忌憚のない意見をいただき、当会の活動に取り入れていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 第2 委員及び理事者の紹介、正・副議長の選任

梶島議長・佐藤副議長の再任が決定

### 第3 議事

#### 1 テーマ① 「男女共同参画推進に関する弁護士会の取組み」

【概略説明・問題意識の提示】 竹森裕子弁護士、宮下京介弁護士

#### ●神奈川県弁護士会で行っている男女共同参画推進活動の説明

H29. 4. 28 ワーキングチーム発足

H30. 2. 26 臨時総会において男女共同参画社会に向けての宣言

H30. 4. 1 男女共同参画推進本部の設置

H31. 2. 22 総会において男女共同参画の基本計画が決定

※基本計画の概要（詳細はレジュメ参照）

- ・会の政策・精神決定過程への参画
- ・就職における男女平等の確保、差別的取り扱いの禁止
- ・仕事と家庭の両立
- ・研修啓発活動
- ・ロールモデル

#### ●男女共同参画は日本国政府において2020年までに主導的地位に女性が占める割合を30パーセントにしようという政府目標が掲げられている。

当会で行われている活動も、弁護士会の中での活動という意味合いで、政府の活動と足並みを揃える。

#### ●日弁連における男女共同参画の取組み

第三次基本計画の実施中

去年の4月1日から、副会長を13名から2名増員、増員分は女性とする

女性会員クォータ制

仕事と家庭の両立支援

イク弃のパンフレット作り

育児休暇中の会費免除期間を6か月から12か月に延長、等

- 全国4万人超の弁護士 女性は8000人には達していない
- 女性割合は増えてきているけど、全国でも2割には届いていない
- 修習を終了したもので弁護士になる割合は下がっている

#### 【委員の方々のご意見】

- ・某組合では昨年の秋くらいから、祝日保育のシステムを立ち上げた
- ・弁護士会館内の育児室の設置は是非やっていただきたい
- ・弁護士の時短勤務の困難性
- ・多様なスタイルのロールモデルの収集をすべき
- ・海外の女性弁護士はどのようにしているのか参考にすべき
- ・女性職員が管理監督者のポストになっていこうという意欲をもっていけばいいが、職責の重いポストを望まない場合もある
- ・女性管理監督者を現状の15パーセントくらいから30%にしたい
- ・採用にあたり筆記試験をやめて面談と適性試験のみで採用したところ、女性採用比率が上がってきている
- ・行政がつくる男女共同参画は、職員のみならず、市民を対象とした計画でもある
- ・働き方改革を平行して進めていくことが必要
- ・就職活動の際には、給与ではなく、働きやすい、労働時間、休みが定期的にあるのか、ということも大きな選択基準となる
- ・育児中の女性も参加しやすい時間帯での会議
- ・女性会員割合の拡大について、会員のうちの女性割合が20%にもかかわらず、役職者30パーセントは非常に難しいのではないか
- ・女子学生を対象として、弁護士の魅力を伝えることも大事

## 2 テーマ② 「ヘイトスピーチ問題に対する弁護士会の取組み」

【概略説明・問題意識の提示】 本田正男弁護士

- ヘイトスピーチの定義は、防止法2条において規定（レジュメ参照）。
- これまでのヘイトスピーチの流れ
  - ・始まったのは2013年頃から。川崎でも、桜本地域でヘイトデモが2013年5月頃に行われた。
  - ・ヘイトスピーチを許さないかわさき市民ネットワークが2016年1月結成。
  - ・川崎市長は、某団体による公園使用を不許可とし、裁判所も、デモを行うことを禁止する内容の仮処分決定。
  - ・2018年3月、川崎市議会において、ヘイトスピーチ根絶についての議案が可決され、そ

の後、川崎市の施設利用についてのガイドラインが制定。

現在、川崎市が差別禁止条例の素案を公表。刑事罰を規定した内容のため、議論沸騰。

#### ●ヘイトスピーチについての神奈川県弁護士会の取り組み

ヘイトスピーチに関し、これまでに3つの会長声明

①2017年3月に出された会長声明。

②神奈川新聞が、中学生がラップを使って平和を願う訴えをしたという内容の記事が出た際、ネットが炎上。ネットのヘイトスピーチは到底すべて消すことはできない。そのような状況を受けて出された会長談話。

ネットのヘイトスピーチは、仮処分等をかけて消すことはできるが、半年程はかかる。海外に会社設立している場合、会社の資格証明を取るだけで何万円もかかることもある。

③昨年、川崎市で差別禁止条例を作ろうとの動きがあり、会長声明（レジュメ10ページ）。春の統一地方選挙におけるヘイトスピーチが問題。ヘイトスピーチ対策法には禁止規定・罰則規定がない。条例には禁止規定・罰則規定を置き実効性があるものとするよう、会長声明としては異例の踏み込んだ内容。

#### ●川崎市の差別禁止条例の素案内容

ヘイトスピーチ、ヘイトデモの2類型について禁止したうえ、違反行為が3回繰り返されたときに、公表・罰則を課す内容。川崎市は、8月8日までパブリックコメントを募集。

#### ●ヘイトスピーチ規制の法律上の論点

弁護士内でも、無関心層と、人権問題に興味を持っている人々も、ヘイトを規制すべきとする層と、規制すべきでないとする層の3色がいる。

ヘイトスピーチが表現の自由における表現行為に含まれるかという問題はあるが、表現内容に刑罰を設けて規制することに強い抵抗がある。弁護士会の各委員会の意見も様々。

#### ●佐藤幸治教授の論文

ヘイトスピーチの問題は社会秩序の問題と考えるのが通常だが、佐藤教授は、個人の人格的事実の問題ととらえている。ヘイトがあると、自分のアイデンティティが表現できなくなる。自分の属性の表現を侵害しているという見解。

#### ●レジュメ2ページ左側 小林秀雄の『本居宣長』の引用について

他人のことを自分のように考えられるのか、というところにヘイトスピーチについて考えるカギがあるのではないか。

#### 【委員の方々のご意見】

・平和や人権については所属団体でも取り組みをしており、学ぶ機会がある。川崎市の件も、最初から注目していた。弁護士に憲法学を教わった際、表現の自由はあるが人を侵害するのは表現の自由ではないという話を聞いた。規制に賛成する旨のパブリックコメントを出す予定。

・デモにも行ったが、規制すべきだと思う。ひどいことをしていると思う。

・川崎市は条例を制定し、相模原市にも条例制定の動きがあるが、横浜市はまだ。条例制定の動きがない自治体にも条例制定を行っていくよう促したい。表現の自由の問題はあるが、今回のような被害を防ぐためには刑罰を科す必要があればやむを得ないのではないか。第三者機関のメンバーが恣意的に選ばれて恣意的な結果にならないようチェックが必要。

・完璧な条例ができないと抜け道ができてしまい、抜け道について堂々とやられてしまうことへの心配はある。条例制定まではもともとめていないが、表現の自由がどこまで保障されるべきなのか、ということは考える必要がある。

・表現の自由との関係をどうするかという問題がある。公共性や公共権をどのように考えるかという話をゼミで取り上げた。佐藤先生の文献にもつながるが、生きることへのニーズはすべての人々に共通している。その中にはアイデンティティもある。最低限守るべきところではないか。という話になった。弁護士の中でも微妙な問題で意見がいろいろあるというのもわかる。その中で日弁連としてどのように考えるのかも注目したい。

・差別的言論は許されないと。ヘイトスピーチを許さない土壌・人権意識が重要だと思うが、そのためにどうするのが大事。横浜には中国人や韓国人が多く住んでいて、いろいろな問題があった。国家間の問題はあるにせよ、地域での交流は積み重ねなければならないと思う。市民の間できちんと土壌ができていかないといけないと感じた。

#### 第4 武井共夫委員長による閉会挨拶

活発な議論ありがとうございました。

##### ① 男女共同参画推進について、各界の実情をお伺いできた。

私は、神奈川県弁護士会の理事や日弁連の理事をやった際も女性はいたので、いるのが当然という感覚。消費生活審議会も、半数の6人が女性。やればできるのではないかと思う。大変な問題があると思うが、弁護士会としても取り組んでいきたい。

##### ②ヘイトスピーチについてはリアルなものを見て頂くのが重要である。ヘイトスピーチ規制は必要だろう。条例を制定するとしてどのような規制、どのような刑罰を科すべきか、バランスは問題となる。

弁護士会も苦勞しながら頑張っていると思うので、今後お願いしたい。

以上